

安全基準の改正

2018年11月29日に開催された理事会と社員総会において「安全基準」の改正案が審議され承認されました。改正の主な変更点は「薬事法」の名称変更に伴う安全基準の手直しと、診療報酬改定に伴う「救急適応疾患」、「非救急適応疾患」などの削除です。さらに高気圧作業安全衛生規則の改正による一部変更も行いました。

- 平成26年11月25日付けで、薬事法が改正され「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と改名されました。これに伴い安全基準の文章でも名称を変更いたしました。さらに高気圧作業安全衛生規則の改正により第54条などが変更になっています。
- 高気圧医学専門医と高気圧酸素治療専門技師の名称変更を行いました。
- 加圧の速度の単位を「ATA」から「atm」に変更しました。
- 治療圧力に（減圧障害に対する再圧治療を除く）を追記しました。
- 治療時間に（減圧障害を除く）を追記しました。
- 適応疾患では平成30年4月の診療報酬改定により「救急適応疾患」、「非救急適応疾患」が削除されたのに伴い、これら関連する記載を削除しました。
- 適応疾患は当会の「高気圧酸素治療の適応疾患」と統一し変更しました。

2019年8月16日

安全対策委員会